

平成22年11月19日

小牧市都市計画審議会
第2回議事録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録（公開用）

- 1 平成22年11月19日 平成22年度第2回小牧市都市計画審議会が小牧市役所本庁舎第4会議室に招集された。
- 2 出席委員は、次のとおりである。

野村嘉久	山本典男	天野正基
大塚俊幸	稲山善彦	舟橋秀和
加藤晶子	小島倫明	川島公子
稲垣喜久治	稲垣孝子	兵道洋一
		(東孝司 代理)
- 3 欠席委員は、次のとおりである。

山下史守朗	稲垣猛	河田智成
-------	-----	------
- 4 会議事件は、次のとおりである。
 - 1 議事録署名者の選任
 - 2 議案審議

議案第21号	尾張都市計画生産緑地地区の変更について
議案第22号	尾張都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について
- 5 会議の傍聴人
なし
- 6 議案の説明者は、次のとおりである。
都市政策課、廃棄物対策課

(午前14時30分開会)

事務局

本日は、お忙しいところご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

本日の出席委員は12名であります。従いまして委員総数15名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条第1項により本日の会議は公開とさせていただきます。なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、ホームページにより公開をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部参事よりご挨拶を申し上げます。

都市建設部参事

どうも皆様こんにちは。本日、この日中の大変お忙しい中、公私ともお忙しい中でお集まりいただきましてありがとうございます。本日のご審議いただく議案でございますが、生産緑地地区の変更とごみ焼却場、小牧岩倉衛生の変更の2件でございます。また、その他の事項といたしましては、下水道の変更の報告をさせていただきます。どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

事務局

続きまして、会長からご挨拶を頂きたいと思っております。

会長

皆さんこんにちは、大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。本日の案件は2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。続きまして、議事に先立ち委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。小牧市議会議長の交代に伴い、稲山善彦委員が新たに委員に就任をされました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

委員

よろしくお願いいたします。

事務局

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、会長

に議長をお願いしたいと思っております。それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

議長

はい、これより、平成22年度第2回小牧市都市計画審議会を開会いたします。

日程第1議事録署名者の選任を議題といたします。小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項により、会長において2名をご指名させていただきます。本日の議事録署名者を、天野正基委員、大塚俊幸委員をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

続きまして、日程第2議案審議に入ります。「議案第21号 尾張都市計画生産緑地地区の変更」について事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第21号について提案理由とその内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。「議案第21号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」であります。

生産緑地につきましては、市街化区域内において公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的に、都市計画法第8条第1項の規定に基づき都市計画決定するものであります。本市におきましては、平成4年12月4日に当初の都市計画決定を行っております。

それでは、今回の変更内容についてご説明申し上げます。変更内容といたしましては2点ございます。

まず1点目は、都市計画区域の再編に伴います名称変更すなわち「尾張北部都市計画生産緑地地区」から「尾張都市計画生産緑地地区」への名称の変更がございまして、

続いて2点目でございますが、生産緑地地区の一団の数および面積の変更によるものであります。変更前の351団地が今回の変更によりまして、3団地が減となり、変更後といたしまして348団地となるものであります。また、面積につきましても、変更前の57.6haが今回の変更によりまして、0.5haの減となり、変更後57.1haになるものであります。生産緑地法第14条に基づく行為の制限解除や公共施設等の敷地となったことで、生産緑地としての指定が不適当となった土地を除外するものであります。

続きまして、具体的に生産緑地の指定から除外した案件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となったものが5件ございまして、合計4,964㎡が除外となりました。それと、生産緑地に係る農業の主な従事者の死亡等により、営農が不可能になったため生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取り申出が提出され、所定の手続きを致しましたが買取り及び斡旋共に不調となり、生産緑地地内における行為の制限解除となったものでございます。

次に、公共施設等の敷地となったものでありますが、道路の拡幅等によりまして道路

用地となったものが2件ございます。その310㎡が除外となりました。

その結果、全体で5,274㎡の減少となりました。

今回除外となりました位置等につきましては、3ページに総括図をつけさせていただいております。4ページから9ページにおきまして、計画図のほうに変更箇所を明示をさせていただいております。黄色く塗らせていただいた箇所が今回除外された区域となっております。この変更案につきましては、9月8日より9月22日までの2週間、縦覧に供しましたところ、6名の方の縦覧者がございましたが、意見書の提出はありませんでした。その旨、ご報告をさせていただきます。また、本日、ご議決をいただきますと、県知事との同意協議を経た後に、県が実施しております、都市計画区域の再編に係る公告に併せて変更の告示を行う予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。ご意見ございましたら。

委員

はい、ちょっと一点ご質問なんですけれども、一部除外となったところのですね、その減った分の面積はこちらに出てるんですけども、減った後の残ってる面積ですね、これもしお分かりでしたらちょっと教えていただきたいんですが。

事務局

当初、平成4年12月に生産緑地の指定させていただきました面積が76.99haございました。今回の変更で約57.1haとなるわけでございますので、当初指定からは全体で19haの減少となっております。概ね割合としては2割の減少というような状況でございます。

議長

はい、どうぞ。

委員

今、ちょっとご質問させていただいたのはですね。生産緑地に指定するのに500㎡以上の面積が必要だと思うんですけども、要はこの一部除外によって、それをたとえばそれよりも小さくなってしまったりというようなことはないのかということを確認をしたかったんですね。たとえばその17-7ですと、1,718㎡が解除になったわけなんですけれども、その残りの部分というのは500㎡を上回っているのかどうかという、そこら辺の確認という意味ですが。

事務局

ただ今、調べておりますので少しお待ちください。

委員

この地図を見る限りは、全然大丈夫だなあという気はするんですが、まあ念のために確認ということで聞きました。

事務局

今回除外させていただいたのを、今例示いたしました。17-7につきましては、当初6,800㎡あったものが、今回1,718㎡減るということで、まだ残り5,082㎡ほどございます。また、今回の一部除外につきましては、生産緑地の指定に伴います500㎡以下を下回るものは今回は除外対象にはなっておりません。以上です。

議長

はい、よろしいでございましょうか。他にご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員

ちょっと私、無知でちょっとわからないんで教えてほしいんですが、2ページの理由のところに幹旋不調（故障）によるとあるんですが、故障によるとはどういったことでしょうか。

事務局

買取及び幹旋不調の場合の故障といいますのは、身体故障ということで農業従事が不可能となったという医師の診断書をつけてご提示いただいた場合のものでございます。

委員

いいですか。親族がたとえば、息子さんがやれるとかやれないとかという問題ではなくって、その土地の所有者っていうか、どうゆうふうでしょう、所有者が出来なくなったことでそうなるんでしょうか。

事務局

生産緑地を引き継いで農業従事をされるということで、農業委員会のほうに主たる従事者という届けをいただきますと生産緑地としての機能が継続いたすわけですが、後継ぎ等が農業従事をされないといった場合、主たる農業従事者が亡くなるという場合に手続きを経て生産緑地の解除ということになります。

委員

そうでございますか。ありがとうございます。

議長

はい、ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員

38-12ですか、番号でいきますと。それと43-1ですね、ここが理由として道路用地ということが入っておりますが、ここは道路拡幅か何かの工事にすでに入ってるんですね。それから、これを解除したあとに道路用地に変換されるんですか。

事務局

ご質問のとおり、この38-12と43-1につきましては、道路用地として収用させていただいた土地が生産緑地の対象となっておった土地ということで、今回38-12につきましては市道仲ノ町4号線の拡幅に伴う用地買収の結果でございます。43-1につきましては、都市計画道路北島藤島線の拡幅事業に伴いまして収用させていただいた道路用地並びに法面用地としてということで生産緑地から除外をさせていただいてということでありませう。

議長

よろしいですか。

委員

ありがとうございます。

議長

他にご意見ございませんか。

(なしの声)

議長

ご意見の無いようでございますのでこれより採決に入らせていただきます。「議案第21号 尾張都市計画生産緑地地区の変更」について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ありがとうございました。ご異議なしと認めます。よって「議案第21号 尾張都市計画生産緑地の変更」については原案のとおり可決決定とさせていただきます。

続きまして、「議案第22号尾張都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更」について事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

「議案第22号尾張都市計画ごみ焼却場の変更」についてご説明をいたします。お手元の資料11ページをお願いいたします。小牧市大字野口地内にあります小牧岩倉衛生組合環境センターについて、都市計画区域の再編等に伴い名称を変更するとともに、現施設の老朽化に伴い新たなごみ処理施設を整備するため、区域を変更するものであります。

続きまして、本日お配りしましたA4の資料、今回の変更内容の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、名称の変更についてですが、現在、愛知県において都市計画区域の再編が進められているところですが、これに伴い、都市計画区域及び番号が「尾張北部都市計画区域の2号」から「尾張都市計画区域の11号」へ変更となります。また、施設名称についても「小牧岩倉衛生組合清掃工場」から「小牧岩倉衛生組合環境センター」に改めるものであります。次に、施設の位置でございますが、小牧市大字野口地内で変更はございません。面積は、現在の4.2haから変更後は3.4haとなります。なお、備考欄に参考としてごみ焼却処理施設の処理能力についても記載をさせていただきました。処理能力は、現施設の1日あたり300tから、更新施設では1日あたり197tとなる計画でございます。これは、桃花台ニュータウンの計画変更等に伴い当初決定時に想定されていた人口ほど伸びがなかったこと、ごみの分別収集を見直したことに伴い環境センターに搬入されるごみ量が減少したことなどによるものであります。

議案書をご覧ください。12ページと13ページには位置図を添付しております。12ページが総括図、13ページが計画図でございます。13ページの計画書のほうをご覧ください。赤色の線で囲まれた区域が変更後の区域であります。このうち、東側の赤く塗られた区域が今回追加する区域であり、現在は小牧市の所有地であります。この土地につきましては、今後、小牧市から小牧岩倉衛生組合へ売却する予定となっております。また、黄色で塗られた区域が今回削除する区域であります。

次に14ページの図面をご覧ください。施設の配置図でございます。区域の北東側に新たなごみ焼却施設を建設いたします。敷地の中央部分のリサイクルセンターにつきましては、粗大ごみ及び不燃ごみの破碎処理施設で、鉄及びアルミを資源として回収する計画となっております。敷地南東側には調整池で、現在の調整池を少し南側に移設する計画となっております。変更施設の供用開始予定年度は、平成27年度でございます。

現在の焼却施設につきましては、更新施設の供用開始まで今までどおり稼働し、供用開始の際には稼働を停止する予定でございます。なお、施設配置につきましては、今後詳細な設計を行うにあたり配置等が一部変更となる可能性がございますのでご了承ください。今回の変更案につきましては、愛知県環境影響評価条例の規定により、環境影

響評価と並行して手続きを進めてまいりました。都市計画変更案の縦覧につきましては、環境影響評価の現地調査等をもとに予測・評価結果をまとめた「環境影響評価準備書」とともに6月11日から7月12日まで縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、環境影響評価につきましては、各分野の専門家から構成される愛知県環境影響評価審査会での審査を経て、11月15日付けで環境影響評価準備書に対する県知事意見が出されたところでございます。県知事意見では、「オオタカについては事業実施区域周辺で繁殖を示唆する誇示飛翔が確認されてる。本事業計画では新たな土地開発を行わないことから、専門家の指導や助言を得ながら、繁殖期および非繁殖期において事後調査を実施すること、また、事後調査結果を踏まえながら、オオタカの繁殖に影響を生じさせないよう騒音等に配慮して工事を進めること」などの意見が出されましたが、その他の項目では準備書の評価を一部修正することにより対応可能な範囲の指摘でございました。また、本日、議決をいただきますと、県知事との同意協議を経た後に、県が実施しております、都市計画区域の再編に係る公告と併せて変更の告示を行う予定であります。

以上簡単であります。議案第22号「尾張都市計画ごみ焼却場の変更」の説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

委員

よろしいですか、参考にお聞きしたいんですけど、ごみの処理能力を300tから197tに落とすということですが、今現在は何tぐらい処理能力はあるんですか。今の処理能力は。もう一点よろしいですか。

事務局

現在の能力は1日300t。

委員

いやいや、違います。現在実際に稼働している量です。

事務局

実際に稼働している分の量ですね。

委員

量です。

事務局

ちょっと今、手持ちに資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご教示します。

議長

はい、今、準備いたしますので後ほど回答させていただきます。

委員

もう1点いいですか。この解除した黄色い土地の跡の駐車場用地というのはどんな扱いになるんですか。区域を変更した、黄色い部分ですね。

事務局

現在ですね、温水プールの駐車場となっております。

委員

はい、で、今後は。解除した後は。

事務局

除外いたしまして、やはり同じように温水プールの駐車場という利用になります。

委員

駐車場用地は小牧市が買取りをするんですか。それとも、ただ使用するだけですか。

事務局

すでに小牧市の。

委員

小牧市のもの。衛生組合のものではない。

事務局

そうです。

委員

今までの衛生組合は小牧市から借地をしておったのですか。

事務局

区域にだけ入っております、所有は小牧市ですし、使用は温水プールの駐車場として利用していたということです。

委員

いや、持ち主は誰ですか。今駐車場の部分は。

事務局

小牧市です。

委員

小牧市ですか。

事務局

はい。

委員

あっ、そうですか。わかりました。新たに増える部分は土地の所有は誰ですか。

事務局

小牧市の所有地です。

委員

小牧市ですか。で、衛生組合に。

事務局

売却です。

委員

売却するわけですか。

事務局

はい。

委員

そうですか。

議長

はい、他にございますか。

委員

解除削除する黄色い部分ですけれども、南側の道路と法面も入っていたのを削除する

ということなんですけど、そもそも、この道路と法面が元々区域に入っていたというのは、何か意図があって入れてあったのか。今回、道路と法面も外すっていうことはどうゆう意味をもつのか。その辺りちょっとお教えいただきたいと思うんですけど。

事務局

当初計画ですと、環境センターへの進入路という形で位置づけをしておりましたが、その後、市道神尾前一号線という位置づけになりまして、その部分を市道という形で除外ということでした。以上です。

委員

はい、よろしいですか。確認事項ですけども。まず1点は、この焼却炉を作ること、ごみ焼却施設を作ること、お地元の人たちの一応了解は取られておると、考え方でよろしいでしょうかというのが1点。

図面を見ますと環境センター発電所とありますけども、今あるところを、将来は、環境センター発電所として活用されるということですか。もし、どんな発電所になるかわかっておいたら教えていただきたい。

それから、その前にリサイクルセンターとありますけども、これはどうゆう規模のもので、何を扱うものか。現在、リサイクルプラザがありますけども、その辺とどうゆう関係になっておるか。この3点、質問させていただきます。以上です。

事務局

まず、リサイクルセンターでございますが、先ほど少し触れさせていただきましたが、粗大ごみや不燃ごみの破碎処理する施設で、鉄やアルミを資源として回収するという施設でございます。今現在のリサイクルプラザとは異なった形でございます。

次に、発電所でございますが、今現在、ごみ焼却施設というよりも資源を回収するというような考え方に変わりました、ここで発電を今よりも高効率に行っていくという施設です。またですね、今ここに書いてありますのは、現在の施設の中のものでございますので、現在も発電は行っておりますということです。地元の同意についてはですね、現在、要望等話をさせていただいているというような状況でございます。

すいません、先ほどの処理能力、実質の処理の量ですが、1日約120tを処理するというところであります。以上でございます。

委員

この能力の話ですが、日常197tというお話で、建て替える計画の中では2基ということになっていますが、その2基の必要性というのは、一般的に考える修理したり故障したり、そうゆうときの対応として1基必要だとかいう考え方で2基ということですかね。ご回答を。

事務局

やはり197t合わせてということになります、2基で197tということで2基設置します。これは点検などで休炉させる時のために2基作っていくというような形になっております。

委員

もう一個いいですか。2基での話し。197tが2基なんですか。

事務局

違います。2基で197t。

委員

2基で197tですか。本当に。

事務局

はい、そうです。

議長

はい、どうぞ。

委員

ということは、今1基壊れた場合、今現在120tだと、能力ないですね。壊れた場合。

事務局

今現在、1日当たり120tということで、以前は2炉で、1炉運転というのがずっと続くわけではないので、何かのときのため、点検のときのために休炉することがあるというような形でございます、120tは197tまでは1日当たり処理が可能ということでございます。

委員

いや、1台が停止した場合、点検でたとえば1ヶ月2ヶ月点検した場合、休炉した場合、120t処理能力はないということですね。ということは、ゴミがたまっているということですか。

事務局

長期間ですね、何かの都合で休止してしまったというような緊急な事態が発生しましたら、ピットで調整しながら運転します。もしも異常な事態が発生して、処理できなく

なったというような事態にもしも追い込まれば、近隣市町にですね、お互いに協定を結んでおりまして助け合いをしてくというような対応をしております。以上です。

委員

ありがとうございました。よろしいです。

議長

他にご意見ございますか。

委員

今、ため池がそこにありますけども、赤い、ピンクで塗った部分、ため池があります。そこに新たに施設を作りながら、一部調整池を作るという格好になっているかと思うんだけど、調整池のボリュームとしては問題ないボリュームなのでしょう。そしてまた、建物のほうの排水関係はまた別の経由になっていて、ここは通らない格好になるのでしょうか。

事務局

調整池につきましては、従前の能力と同等のものを予定しております。また、ここの焼却施設等から排水する水ですが、これについては排水はしないということで、その中で、炉で水分も処理してしまうというようなシステムで、炉が両方とも休炉したというような場合に出てくるのは、職員の手を洗った水とか、そういった生活排水は一部出る可能性がございますが、それは非常に微量な話ですので、その部分については排水がなくはありませんが、基本的にはクローズドシステムで処理をして排水はしないというシステムになっております。

議長

よろしいでございますか。だいた、意見も出尽くしたようですが、よろしいでしょうか。ご意見無いようでありますのでこれより採決に入ります。

「議案第22号 尾張都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ご異議なしと認めます。よって「議案第22号尾張都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更」については原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第3その他に入ります。事務局のほうで何かございますか。

事務局

その他でございますが、本日、資料のほうを配布させていただいておりますが、尾張都市計画下水道の変更ということに関して、ちょっとご報告を申し上げます。

尾張都市計画下水道の変更の計画案でございますが、近年、浸水被害が頻発しております小牧一丁目地内において、当該地内を流れます一級河川原川の県が行います改修事業と連携いたしまして、当該地区の浸水防除を図ることを目的といたしまして、大輪ポンプ場および向町ポンプ場の2箇所の排水ポンプ場を都市計画事業により整備行うため、新たに都市施設として都市計画決定を行うというものでございます。今回の変更案につきましては、小牧市都市建設部河川課により、地元関係者を対象といたしました説明会を11月12日に行ったところでございますが、説明会においては、早期に事業進捗を図るよう要望を受けておるところでございます。今後の予定といたしまして、愛知県との調整を進めながら、来年の3月頃に都市計画変更の案を縦覧をさせていただき、来年度早い段階で本都市計画審議会に付議を申し上げたいという予定をいたしております。以上、報告とさせていただきます。お願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。大変長時間にわたりまして慎重審議いただきましてありがとうございました。平成22年度第2回小牧市都市計画審議会、これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。